

## 内部監査の実施状況について

(令和4年3月7日現在)

東京労働局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務部 外5部  中央労働基準監督署 外17署  飯田橋公共職業安定所 外16所  計41所属	令和3年6月14日 から7月13日にか けて実施 (前期内部監査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・旅費及びICカードに関する事項</li> <li>・物品管理に関する事項</li> <li>・超過勤務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>「旅費及びICカード」関係では、業務命令外出伺の提出漏れ、記入漏れ、記入誤りが散見された。</p> <p>「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れや、消耗品リストへの記載漏れが確認された。</p> <p>「超過勤務手当」関係では、超過勤務時間との整合性がなく、回収となる案件が確認された。</p>	<p>「旅費及びICカード」関係については、該当の所属全職員に出張（外出）の基本動作の流れを正確に理解させ確実に実施するよう指示を行い、是正状況を報告させた。</p> <p>「物品管理」関係については、関係法令や関係通達等を再確認させ、適正に物品管理を行うよう指示し、是正状況を報告させた。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、発生原因と再発防止策を報告させ、回収処理を行った。</p> <p>全所属に対しては重要物品の管理及び超過勤務に係る自主点検チェックリストの形骸化を伝え、適切な履行により防げた案件を紹介しながら、チェックリストの有効性を示し、チェック体制の機能を再確認するよう指示した。</p>
総務部 外5部  中央労働基準監督署 外17署  飯田橋公共職業安定所 外16所  計41所属	令和3年10月26日 から11月26日にか けて実施 (後期内部監査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・旅費及びICカードに関する事項</li> <li>・物品管理に関する事項</li> <li>・超過勤務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>「旅費及びICカード」関係では、官用車使用時における業務命令外出伺の提出漏れ、業務命令外出伺の作成日の記入誤りが散見された。</p> <p>「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れが確認された。</p> <p>「超過勤務手当」関係では、超過勤務時間との整合性がなく、追給となる案件が確認された。</p>	<p>「旅費及びICカード」関係については、業務命令外出伺の未提出、記載誤りが特定の所属に集中して見受けられたため、該当の所属全職員への注意喚起とチェック体制の確立に係る改善策を報告させた。</p> <p>「物品管理」関係については、関係法令や関係通達等を再確認させ、適正に物品管理を行うよう指示し、是正状況を報告させた。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、発生原因の分析と再発防止策を報告させ追給処理を行った。また、当該所属には「超過勤務に係る自主点検チェックリスト」による点検方法を再確認させ、チェック体制の強化を図るよう指導を行った。</p> <p>全所属に対して監査結果をとりまとめた総括を通知し各所属の指導内容を具体的に示すことで問題を共有化し、今後同様の誤りをなくすように注意喚起を行った。そのうえで、適正な事務処理とそのチェック体制機能を再確認するよう指示した。</p>
局会計課	令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査調書による各項目</li> </ul>	適正であった。	引き続き、適正な事務処理を徹底する。